

高速道路株式会社の定める算定方法一覧表

東日本高速道路株式会社

収益・費用 の項目	算定方法	算定方法を定める理由
2 資金運用に係る営業外収益	営業損益の比（ただし、一方の事業で営業利益が生じ、もう一方の事業で営業損失が生じている場合には、営業利益が生じている事業に配賦、また、双方の事業で営業損失が生じている場合には、営業損失の逆数の比）	一方の事業で営業利益が生じ、もう一方の事業で営業損失が生じている状況において、規定上の配賦基準である営業損益の比を基本に、双方の事業に営業利益が生じた場合は利益額が大きい事業により多くの配賦がなされることとの整合性を考慮した配賦比率とした。また、双方の事業に営業損失が生じている状況においても同様に、規定上の配賦基準との整合性を考慮した配賦比率とした。
3 建設中の金利以外の資金調達に係る営業外費用	営業損益の比（ただし、一方の事業で営業利益が生じ、もう一方の事業で営業損失が生じている場合には、営業利益が生じている事業に配賦、また、双方の事業で営業損失が生じている場合には、営業損失の逆数の比）	一方の事業で営業利益が生じ、もう一方の事業で営業損失が生じている状況において、規定上の配賦基準である営業損益の比を基本に、双方の事業に営業利益が生じた場合は利益額が大きい事業により多くの配賦がなされることとの整合性を考慮した配賦比率とした。また、双方の事業に営業損失が生じている状況においても同様に、規定上の配賦基準との整合性を考慮した配賦比率とした。
5 その他の営業外損益	発生の主たる要因（困難なものは営業損益の比。ただし、一方の事業で営業利益が生じ、もう一方の事業で営業損失が生じている場合には、営業利益が生じている事業に配賦、また、双方の事業で営業損失が生じている場合には、営業損失の逆数の比）	一方の事業で営業利益が生じ、もう一方の事業で営業損失が生じている状況において、規定上の配賦基準である営業損益の比を基本に、双方の事業に営業利益が生じた場合は利益額が大きい事業により多くの配賦がなされることとの整合性を考慮した配賦比率とした。また、双方の事業に営業損失が生じている状況においても同様に、規定上の配賦基準との整合性を考慮した配賦比率とした。
6 特別損益	発生の主たる要因（困難なものは営業損益の比。ただし、一方の事業で営業利益が生じ、もう一方の事業で	一方の事業で営業利益が生じ、もう一方の事業で営業損失が生じている状況において、規定上の配賦基準である営業損益の比を基本に、双方の事業に営業利益が生じた場合は利益額が大きい事業

	営業損失が生じている場合には、営業利益が生じている事業に配賦、また、双方の事業で営業損失が生じている場合には、営業損失の逆数の比)	により多くの配賦がなされることとの整合性を考慮した配賦比率とした。また、双方の事業に営業損失が生じている状況においても同様に、規定上の配賦基準との整合性を考慮した配賦比率とした。
7 法人税等	発生の主たる要因（困難なものは税引前当期純利益比。ただし、双方の事業で税引前当期純損失が生じている場合には、税引前当期純損失の逆数の比)	双方の事業に税引前当期純損失が生じている状況において、規定上の配賦基準である利益比を基本に、双方の事業に税引前当期純利益が生じた場合は利益額が大きい事業により多くの配賦がなされることとの整合性を考慮した配賦比率とした。
8 法人税等調整額	発生の主たる要因（困難なものは税引前当期純利益比。ただし、双方の事業で税引前当期純損失が生じている場合には、税引前当期純損失の逆数の比)	双方の事業に税引前当期純損失が生じている状況において、規定上の配賦基準である利益比を基本に、双方の事業に税引前当期純利益が生じた場合は利益額が大きい事業により多くの配賦がなされることとの整合性を考慮した配賦比率とした。